

証券コード 6131  
平成29年6月14日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田五丁目5番15号

**浜 井 産 業 株 式 会 社**

取締役社長 武 藤 公 明

## 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田五丁目5番15号  
当社本店2階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第91期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第91期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は当社では軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hamai.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景に緩やかな回復基調が見られましたが、米国新政権に対する懸念や英国のEU離脱問題、また、中国をはじめとした新興国の成長鈍化による景気下振れリスク等、その先行きについては不透明な状況が続きました。

このような経営環境の下、当社グループは引き続き、販路拡大や売価アップ等による販売力の強化、及び原価低減諸施策の実施と生産性の向上に取り組んでまいりました。

その結果、第4四半期連結会計期間においては、主力製品のラップ盤を中心に、受注が大幅に増加したものの、第3四半期連結累計期間までの受注・売上の鈍化がひびき、売上高は3,604百万円（前年同期比19.9%減）、営業損失は410百万円（前年同期は営業損失406百万円）、経常損失は444百万円（前年同期は経常損失473百万円）となりました。

なお、固定資産の減損損失246百万円を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純損失は732百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失524百万円）となりました。

また、セグメント別では、当社グループは、1工場で作機機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「作機機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

##### ①ラップ盤

デジタル家電向の設備投資は、海外向の光学部品・水晶振動子加工用設備の需要は堅調に推移し、国内においても、光学部品加工用設備の新規設備投資は、これから更に本格化しつつあります。

また、直近では、半導体シリコンウエーハ加工用大型機の引き合いが活発なため、翌期に売上となる受注残を大幅に積み増すことができましたが、第3四半期連結累計期間までの売上鈍化の影響により、売上高は896百万円（前年同期比43.2%減）となりました。

##### ②ホブ盤、フライス盤

ホブ盤は、各種減速機や釣具関連、ならびに中国の電動工具及び自動車関連の部品加工用設備の需要が堅調に推移しました。

一方、フライス盤は、東アジア圏での金型材料・一般材料加工用設備向の販売が伸び悩み、売上高は1,438百万円（前年同期比26.3%減）となりました。

### ③部品、歯車

光学ガラスや半導体シリコンウエーハ加工用の消耗部品の販売が堅調に推移したうえ、HDD加工用既納装置の改造用部品の販売が増加に転じたことにより、売上高は1,269百万円（前年同期比31.0%増）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の業績をうけまして、誠に遺憾ながら、平成29年5月12日の取締役会決議により、見送りとさせていただきますことになりました。

株主のみなさまには、ご迷惑をおかけしておりますが、全社一丸となり、収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に配当を実現できますよう努力してまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に機種別受注高及び売上高は下記のとおりであります。

#### 機種別受注高及び売上高

機 種	受 注 高	売 上 高
	千円	千円
ラ ッ プ 盤	1,944,853	896,459
ホ ブ 盤	1,179,310	1,020,600
フ ラ イ ス 盤	244,600	418,088
部 品	1,262,257	1,244,377
歯 車	25,199	25,199
合 計	4,656,220	3,604,725

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は167百万円であり、その主なものは、機械装置及び運搬具156百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、平成27年9月に、期間1年、総額3,000百万円のシンジケート・ローン契約を取引金融機関と締結しましたが、平成28年9月に、この期間を平成28年12月まで延長し、総額を2,900百万円とする変更契約を締結しました。

また、平成28年12月に、再度、この期間を平成29年6月まで延長する変更契約を締結しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的に取り組むべき課題としては、以下のような課題であります。

①海外市場の需要の一層の獲得を目指し、販売体制及びサービス体制の拡充をはかる。

海外市場のうち、特に有力販売店網の拡充が必要な東南アジア地区での販売チャネルの確保を急ぎ、併せて、お客様に対する製品のメンテナンス等のテクニカルサービス体制の充実も一層推進する。

②お客様のニーズに合わせた製品をすばやく提供できるよう製品ラインアップをさらに拡充する。

自動車部品加工用の新型ホブ盤やH L G機シリーズ、新型両頭フライス盤等新製品ラインアップの拡充をはかり、常にお客様のニーズに合わせた製品開発・既存機の改良、改善に注力し、お客様から選ばれ続ける企業を目指してまいります。

③戦略分野への人材投入と人材の育成を常に継続して実施していく。

当社の売上の7割近くを占める外需の獲得のため、従来から実施している海外営業部員の強化・拡充は、継続して実施してまいります。

また、製品の加工技術の拡充や加工精度のアップ、新機能の開発等に欠かせない技術部門の人材確保と若手の育成、ノウハウ、技術の伝承もより一層推進してまいります。

④環境I S Oの取組強化及びC S R活動の一段の充実をはかる。

環境I S Oの活動を通じ、環境に対して有害となる物質の排出を極力削減すると同時に、環境対応、また、C S R活動の展開により、企業価値の一層の向上を目指し、各ステークホルダーのご満足を得られる企業を目指してまいります。

⑤継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において406,252千円の営業損失を計上いたしました。当連結会計年度においても、売上高の減少から、410,865千円の営業損失を計上することになりました。

当社グループの主力製品のラップ盤は、その販売対象業種がI T・電子電機関連業種であり、需要の波が大きく、また、受注生産であることから、販売時期の繁閑の波も大きく、期間損益に大きな影響を与えております。

したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

この現状を踏まえ、早期の黒字回復を達成するために、主要取引行の指導の下、当連結会計年度より、新たな行動計画を策定の上、継続・実施中であり。加えて、安定した利益が出せる生産体制への変更をはかってまいります。これらに則った以下の対応策をさらに加速して実施してまいります。

1) 営業力強化に伴う採算の改善及び新規顧客の獲得強化による売上の増加

(i) 個々の製品ごとの売価見直しによる適正価格の確保

全受注製品について、個々の案件ごとに売価の見直しを実施し、適正価格の確保に努めてまいります。

(ii)新規の顧客獲得の強化と既存顧客の掘り起しの徹底、アフターフォローの強化

従来の東京、東日本、大阪、海外の4営業部門を横断する機種別拡販チームを組成し、顧客ニーズにきめ細かく対応する体制を敷き、新規顧客の獲得、新しいマーケットの開拓を推進し、特に、海外の新規受注の獲得に注力してまいります。

また、既存顧客の掘り起し、アフターフォローの強化により、部品販売等の拡大につなげてまいります。

2)生産部門の原価低減諸施策の徹底とコスト削減による生産効率のアップ

(i)外注加工費・部材購入価格の見直しによる原価低減

外注加工先と協同して、原価低減に取り組み、個々の機種ごとに採算性の改善に努めてまいります。

購入部品につきましても、購入先の拡大及び既存取引先との価格交渉等により、部材の購入価格の見直しを常時行ってまいります。

(ii)設計の見直しによる原価低減

機種別に、設計の見直しによる原価低減目標を掲げ、製造部品点数の削減等により、原価低減をはかってまいります。

(iii)二次原価の削減

既納機械に対する製品保証期間に係るメンテナンス費用等の二次原価を削減するため、出荷前の製品検査を従来以上に強化する取り組みを実施中であります。

(iv)適正在庫水準までの在庫の削減による在庫の早期資金化

引き続き適正在庫水準までの削減をはかり、在庫負担を減らすと同時に資金化によるキャッシュ・フローを充実させるよう努めてまいります。

3)総経費の削減

これまで、当連結会計年度に「早期退職優遇制度」や契約社員の契約見直しを実施してまいりましたが、今後も適正人員へのスリム化による生産体制の見直しをはかってまいります。

併せて若手の登用や多能化を通じての組織の活性化、人材への投資強化、若手育成の強化による生産体制の質的水準維持に取り組んでまいります。

また、従来から実施中の営業経費である各種展示会出展費用につきましても、「費用対効果」を検証し、出展の絞り込みを行い、また、工場の製造経費のうちの電力料等の削減につきましても継続実施中であります。

以上のようなコスト構造改革に加え、固定資産の売却による有利子負債の圧縮等も引き続き検討してまいります。

#### 4) モニタリング体制の励行

毎月、工場において実施しているPDC A会議により、各部門の上記諸施策の実施状況、改善点等をチェックし、行動計画に還元し、PDC Aサイクルを回しております。

以上のような業績の改善についての対応策を推進してまいる所存であります。

資金面につきましては、平成27年9月に期間1年、総額30億円のシンジケート・ローンを取引金融機関と締結済みで、前連結会計年度に経常損益が赤字となったこと及び平成27年3月期の純資産の部の70%未満になったことから、当該ローンのコベナント条項に抵触しましたが、期限の利益の喪失猶予につき、全参加行のご了解を受け、引き続き利用をしております。

本シンジケート・ローンについては、平成28年9月に契約上の期限が到来しましたが、上記諸施策の効果、特に「早期退職優遇制度」の実施状況、及び下半期以降の受注状況等を見極めるための期間として、29億円につき、期間3ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。

平成28年12月での再組成を目指しておりましたが、第3四半期連結累計期間の実績の進捗が計画比で遅れていること及びコスト構造改革が途上であることから、再度その見極めの期間として、29億円（現利用残高）につき、期間6ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。現在、平成29年6月での再組成に向けて、主要取引行と交渉を行っております。

また、取引金融機関との間で長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を同時に締結しております。

当社グループの業績の改善は、経済環境等の影響を受け、計画通りに進捗しない可能性があること、また、継続的な資金支援について、主要取引行と交渉中であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第88期 (平成26年3月期)	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (平成28年3月期)	第91期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
受 注 (千円) 高	7,692,250	4,336,882	3,762,901	4,656,220
売 上 (千円) 高	4,454,853	5,549,149	4,498,232	3,604,725
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△874,411	137,606	△524,676	△732,696
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△26.96	4.11	△15.24	△21.28
総 資 産 (千円)	7,944,511	9,066,186	7,243,782	6,282,493
純 資 産 (千円)	1,275,846	1,807,895	1,259,849	571,294

(注) 「1株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第88期 (平成26年3月期)	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (平成28年3月期)	第91期 (当事業年度) (平成29年3月期)
受 注 (千円) 高	7,672,624	4,320,323	3,732,020	4,638,470
売 上 (千円) 高	4,435,227	5,532,590	4,467,351	3,586,974
当期純利益または 当期純損失(△)	△863,207	116,166	△529,115	△731,745
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△26.61	3.47	△15.37	△21.25
総 資 産 (千円)	7,961,855	9,051,662	7,210,694	6,256,590
純 資 産 (千円)	1,286,411	1,791,239	1,239,150	556,151

(注) 「1株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
哈邁機械商貿（上海）有限公司	50,000千円	80%	工作機械事業
ハマイエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	工作機械事業

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（哈邁機械商貿（上海）有限公司、ハマイエンジニアリング株式会社）の計3社で構成され、平面ラップ盤（以下ラップ盤）、ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機、マシニングセンタ、その他の工作機械の製造販売を行っております。

なお、事業分野においては、工作機械に関する単一の事業分野であり、主要な製品の用途及び販売先主要業種は、次のとおりであります。

中国上海の哈邁機械商貿（上海）有限公司は、中国市場において当社及び合弁相手の株式会社東京テクニカル社の製品販売と修理等のテクニカルサービス業務を行っております。

また、ハマイエンジニアリング株式会社は、従来、主に当社への人材派遣と当社製品のメンテナンスサービス等の請負業務を行っていましたが、平成27年4月1日をもって、その業務を当社に移管しております。

機種	用途	販売先主要業種
ラップ盤	精密研磨加工	半導体ウエーハ・サファイア基板・水晶振動子・各種光学部品材料等の加工業及び製造業、自動車部品加工業
ホブ盤	歯車切削加工	自動車部品加工業、減速機・電動工具・釣具・OA機器等の製造業
フライス盤	鋼材等の加工	金型製造業
レンズ加工機	レンズ加工	デジタルカメラ・カメラ付携帯電話向等のレンズ製造業及び加工業
マシニングセンタ	金型加工・自動車等の部品加工	金型製造業、自動車部品加工業

## (8) 主要な営業所及び工場等

### ① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都
東京営業部	東京都
東日本営業部	栃木県
大阪支店	大阪府
足利工場	栃木県

### ② 子会社

会 社 名	所在地
哈邁機械商貿（上海）有限公司	中 国
ハマイエンジニアリング株式会社	東京都

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
130名(39名)	20名減(2名減)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平均勤続年数
118名(39名)	20名減(2名減)	39.9歳	15.4年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,843,589
株 式 会 社 足 利 銀 行	635,770
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	470,298
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	409,760
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	308,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	185,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	30,000

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式総数 34,425,452株（自己株式198,548株を除く。）
- (3) 株主数 4,304名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
富 士 機 械 製 造 株 式 会 社	3,209	9.32
明 治 機 械 株 式 会 社	2,564	7.44
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,460	7.14
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	1,520	4.41
浜 井 産 業 取 引 先 持 株 会	1,463	4.24
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,323	3.84
武 藤 公 明	938	2.72
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	750	2.17
武 藤 公 志	469	1.36
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	437	1.26

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
武 藤 公 明	取締役社長（代表取締役）	哈邁机械商貿（上海）有限公司 董事長
山 畑 喜 義	常務取締役（管理担当兼経理部長）	
徳 永 正 登	常務取締役（足利工場長）	
森 田 淳一郎	取 締 役（常勤監査等委員）	
政 木 道 夫	取 締 役（監査等委員）	
湯 澤 一 郎	取 締 役（監査等委員）	
清 川 敬 久	取 締 役（監査等委員）	

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役野島忠幸氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役湯澤一郎氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森田淳一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役湯澤一郎氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役政木道夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、他の社外取締役（監査等委員）とは、締結しておりません。

#### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	62,855千円 (593千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	10,546千円 (8,663千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	3,560千円 (2,818千円)
合 計	11名	76,962千円

- (注) 上記のほか、第81回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役3名に対して2,340千円（社外取締役に対するものはありません。）あります。

#### (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役 (常勤監査等 委員)	森 田 淳一郎	取締役（常勤監査等委員）就任後に開催された取締役会10回のうち、10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会10回のうち、10回に出席している他、その他の重要会議にも出席し、業務執行を常にモニタリングすると同時に、監査上の観点からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	政 木 道 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会10回のうち、10回に出席している他、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	湯 澤 一 郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回のうち、4回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回のうち、10回に出席し、監査上の観点から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由は、当社監査等委員会は取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社の定める会計監査人の評価基準に基づき総合的に評価した結果、再任が否決された場合の他、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当した場合、または、公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項第1号または第2号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

- ① 処分対象  
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容  
平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分の理由
  - ・社員の過失による虚偽証明
  - ・監査法人の運営が著しく不当

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「基本方針」は、平成18年5月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改定を行っております。

具体的には、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日より施行されたことに伴い、それ以前の平成27年4月27日開催の当社取締役会の決議により、法令の趣旨を踏まえて、当社グループの業務の現状に即した見直しにより、実効性のあるものへと改定しております。

また、平成28年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年8月29日開催の当社取締役会にて、体制移行に伴う必要な条文の修正も実施済みであります。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・従業員を含めた行動規範として創業以来の経営理念を盛り込んだ「基本方針」があり、これの遵守を徹底することが極めて重要であると考えております。

取締役に関しては、「取締役会規則」が定められており、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催し、取締役間意思疎通



をはかるとともに、相互に業務執行を監督することにより、その適切な運営が確保されております。

加えて、必要に応じ、外部の法律等の専門家を起用して法令・定款違反行為を未然に防止する体制を構築しております。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、「監査等委員会規則」に則り監査等委員会の定める監査の方針及び分担にしたがい、各監査等委員の監査対象になっております。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正をはかる体制としております。

当社の「コンプライアンス基本規程」の遵守は当然ながら取締役も対象としており、これらの報告行為を義務化しております。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

また、重要な意思決定経緯及び報告に関して、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」を制定し、実施しております。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、業務執行に係る主要なリスクとして、「製造拠点」「製造物責任」「知的財産権の侵害」等のリスクを認識しており、その把握と管理については、個々の分掌担当部署にて責任を持って対応することとしております。

加えて、取締役会にての集中的検討ならびに内部監査室による指摘・改善指導等も推進しております。

また、日常の活動の中で対応できる課題については、当該部署の「業務計画」の項目に挙げ、PDCAサイクルをもってリスクの減少に努めております。

2) 経営危機につながる不測の事態が発生した場合には、「緊急対応規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、全社を挙げて対応する体制となっております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、「総合連絡会議」等での検討を踏まえ、社長、主要役員ならびに担当役員による審議を経て、取締役会にて執行決定を行っております。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌ならびに権限規程」においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

また、年度ごとの「経営計画」の策定により経営目標の明確化をはかり、さらに各部の「業務計画」にブレークダウンして、P D C Aサイクルをもって、推進しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制の基礎として、創業以来の経営理念をあらわした「基本方針」ならびに「コンプライアンス基本規程」を制定しております。

なお、必要に応じ、コンプライアンスの研修は、ビデオ等を使い繰り返し実施しております。

2) 内部監査部門として、執行部門から独立した「内部監査室」を設置しており、コンプライアンス体制の整備・維持、ならびに評価を行うこととしております。

また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。

3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。

同様の運用を執行役員も執行役員会に対して行っております。

4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、外部の指定弁護士を情報受領者とする「内部通報規程」を制定しており、その運用について漸次、定着をはかっていくものであります。

5) 監査等委員は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるとしております。

⑥当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、親会社の諸規程を準用すると同時に、各社固有の業務については、新たな規程を整備する等適切に対応すると同時に、コンプライアンスに関しても、親会社の管理体制と同様の管理運用を実施中であります。

2) 当社の監査等委員は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、内部監査室との連携をとりながら、適宜、グループ

各社の監査等委員と情報及び意見の交換を行っております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員専属の使用人を配置しておらず、それに係る規程類も制定しておりませんが、監査等委員からの要請がある場合、すべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査等委員補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する予定にあります。

その場合、監査等委員補助者の評価は監査等委員が行い、異動等については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定することとします。

⑧取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不法な行為を発見したとき、その他重要な業務執行内容について、監査等委員会に遅滞なく報告することとしております。

また、子会社の取締役、監査等委員、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制も整備しております。

上記の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを、内部監査室及び監査等委員会で監視する体制としております。

さらに、監査等委員は、いつでも必要に応じて、子会社も含めた取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるとしております。

2) 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告することとしております。

3) 監査等委員は、社内におけるあらゆる会議に参加でき、また、社内回付のすべての「協議書」「決裁書類等」を閲覧できるとしておりますので、主要なる業務執行内容については、報告がなされる体制ができております。

⑨監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役及び使用人の監査等委員監査に対するさらなる理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するよう努めることとします。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関しては、監査

等委員の要請に応じて必要の都度、即時に対応することとしております。  
2) 代表取締役との定期的な意見交換会の開催、内部監査室及び会計監査人との連携等により適切な意思疎通をはかり、効果的な監査業務を遂行することといたします。

#### ⑩反社会的勢力を排除するための体制

1) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、万一、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

2) 具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等の社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

#### ⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社につき、そのリスク管理体制は、四半期毎の内部監査室よりの「モニタリング結果報告」及び期末の「内部統制・内部監査報告書」の内容の確認を実施し、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項がないことを確認いたしました。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価

値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ②基本方針の実現に資する取り組みの概要

1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

### (i) 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを基本方針としております。

具体的には、i) ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する。

ii) すべての事業活動において、環境保全に積極的に取り組む。iii) 法令の遵守を徹底するとともに、ステークホルダーのより高い満足を得ていく。の3点を掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、社会環境や安全性に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

### (ii) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、経営の透明性・健全性の確保の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題のひとつと認識しております。

経営環境や市場の変化、顧客のニーズにすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、社外取締役を導入する等常に取り締り及び監査等委員会の透明性及び機能自体の向上に努めております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第88回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とするまたは、そのような目的であると合理的に疑われる当社株券等の買付行為、もしくは結果として

特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii)必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会に対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催される当社第91回定時株主総会終結の時までとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hamai.com>) に掲載しております。

### 3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(i)買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20

年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、(ii)当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、(iii)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、(iv)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、(v)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要な課題と位置づけております。

配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案したうえで、「業績・収益状況に対応した配当の実施」を目指しております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大、生産性向上のための投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術、新製品開発のため等に、有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の成長、発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

このような方針のもと、現状の業況を踏まえ、当事業年度の年間配当金につきましては、期末配当も含め、誠に遺憾ではありますが、見送りとさせていただきます。

できるだけ早期に復配できますよう収益力の向上に努めてまいります。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当実施を常に念頭におき、事業の進展に取り組んでまいります。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,313,272</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,910,217</b>
現金及び預金	588,108	支払手形及び買掛金	1,033,183
受取手形及び売掛金	1,031,239	短期借入金	386,000
商品及び製品	76,171	1年内返済予定の長期借入金	3,233,159
仕掛品	1,472,665	リース債務	1,165
原材料	16,200	未払法人税等	11,651
繰延税金資産	4	製品保証引当金	55,608
その他	128,881	その他	189,447
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,969,221</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>800,982</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,492,915</b>	長期借入金	363,258
建物及び構築物	624,166	リース債務	438
機械装置及び運搬具	437,666	繰延税金負債	57,529
土地	1,408,018	退職給付に係る負債	345,213
リース資産	2,802	資産除去債務	32,202
建設仮勘定	1,163	その他	2,340
その他	19,097	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,711,199</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>476,305</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	288,337	<b>株 主 資 本</b>	<b>418,837</b>
その他	202,926	資 本 金	2,213,186
貸倒引当金	△14,958	資 本 剰 余 金	163,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,282,493</b>	利 益 剰 余 金	△1,927,811
		自 己 株 式	△29,537
		その他の包括利益累計額	144,164
		その他有価証券評価差額金	138,083
		為替換算調整勘定	6,081
		非支配株主持分	8,291
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>571,294</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,282,493</b>



# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		3,604,725
売上原価		3,262,615
売上総利益		342,109
販売費及び一般管理費		752,974
営業損失(△)		△410,865
営業外収益		
受取利息	164	
受取配当金	5,307	
保険解約返戻金	15,162	
不動産賃貸料	3,907	
物品売却益	871	
その他	4,988	30,403
営業外費用		
支払利息	48,208	
支払手数料	10,650	
その他	5,338	64,197
経常損失(△)		△444,659
特別利益		
固定資産売却益	30,484	
受取保険金	947	31,431
特別損失		
固定資産除却損失	36	
減損損失	246,440	
特別退職金	26,739	
違約金	40,636	313,852
税金等調整前当期純損失(△)		△727,080
法人税、住民税及び事業税	6,094	
法人税等調整額	40	6,134
当期純損失(△)		△733,215
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△519
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△732,696

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 2, 213, 186	千円 163, 000	千円 △1, 195, 114	千円 △29, 224	千円 1, 151, 846
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△732, 696	—	△732, 696
自己株式の取得	—	—	—	△312	△312
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△732, 696	△312	△733, 009
当 期 末 残 高	2, 213, 186	163, 000	△1, 927, 811	△29, 537	418, 837

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	千円 88, 109	千円 914	千円 9, 350	千円 98, 374	千円 9, 628	千円 1, 259, 849
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△732, 696
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△312
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	49, 973	△914	△3, 268	45, 790	△1, 336	44, 454
当期変動額合計	49, 973	△914	△3, 268	45, 790	△1, 336	△688, 555
当 期 末 残 高	138, 083	—	6, 081	144, 164	8, 291	571, 294

## 連 結 注 記 表

### 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において406,252千円の営業損失を計上いたしました。当連結会計年度においても、売上高の減少から、410,865千円の営業損失を計上することになりました。

当社グループの主力製品のラップ盤は、その販売対象業種がIT・電子電機関連業種であり、需要の波が大きく、また、受注生産であることから、販売時期の繁閑の波も大きく、期間損益に大きな影響を与えております。

したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

この現状を踏まえ、早期の黒字回復を達成するために、主要取引行の指導の下、当連結会計年度より、新たな行動計画を策定の上、継続・実施中であり、加えて、安定した利益が出せる生産体制への変更をはかってまいります。これらに則った以下の対応策をさらに加速して実施してまいります。

1. 営業力強化に伴う採算の改善及び新規顧客の獲得強化による売上の増加
  - (1) 個々の製品ごとの売価見直しによる適正価格の確保  
全受注製品について、個々の案件ごとに売価の見直しを実施し、適正価格の確保に努めてまいります。
  - (2) 新規の顧客獲得の強化と既存顧客の掘り起しの徹底、アフターフォローの強化  
従来の東京、東日本、大阪、海外の4営業部門を横断する機種別拡販チームを組成し、顧客ニーズにきめ細かく対応する体制を敷き、新規顧客の獲得、新しいマーケットの開拓を推進し、特に、海外の新規受注の獲得に注力してまいります。  
また、既存顧客の掘り起し、アフターフォローの強化により、部品販売等の拡大につなげてまいります。
2. 生産部門の原価低減諸施策の徹底とコスト削減による生産効率のアップ
  - (1) 外注加工費・部材購入価格の見直しによる原価低減  
外注加工先と協同して、原価低減に取り組み、個々の機種ごとに採算性の改善に努めてまいります。  
購入部品につきましても、購入先の拡大及び既存取引先との価格交渉等により、部材の購入価格の見直しを常時行ってまいります。
  - (2) 設計の見直しによる原価低減  
機種別に、設計の見直しによる原価低減目標を掲げ、製造部品点数の削減等により、原価低減をはかってまいります。
  - (3) 二次原価の削減  
既納機械に対する製品保証期間に係るメンテナンス費用等の二次原価を削減するため、出荷前の製品検査を従来以上に強化する取り組みを実施中であり、
  - (4) 適正在庫水準までの在庫の削減による在庫の早期資金化  
引き続き適正在庫水準までの削減をはかり、在庫負担を減らすと同時に資金化によるキャッシュ・フローを充実させるよう努めてまいります。
3. 総経費の削減  
これまで、当連結会計年度に「早期退職優遇制度」や契約社員の契約見直しを実施してまいりましたが、今後も適正人員へのスリム化による生産体制の見直しをはかってまいります。

併せて若手の登用や多能化を通じての組織の活性化、人材への投資強化、若手育  
成の強化による生産体制の質的水準維持に取り組んでまいります。

また、従来から実施中の営業経費である各種展示会出展費用につきましても、  
「費用対効果」を検証し、出展の絞り込みを行い、また、工場の製造経費のうちの  
電力料等の削減につきましても継続実施中であります。

以上のようなコスト構造改革に加え、固定資産の売却による有利子負債の圧縮等  
も引き続き検討してまいります。

#### 4. モニタリング体制の励行

毎月、工場において実施しているPDC A会議により、各部門の上記諸施策の実  
施状況、改善点等をチェックし、行動計画に還元し、PDC Aサイクルを回してお  
ります。

以上のような業績の改善についての対応策を推進してまいる所存であります。

資金面につきましては、平成27年9月に期間1年、総額30億円のシンジケート・ロー  
ンを取引金融機関と締結済みで、前連結会計年度に経常損益が赤字となったこと及び平  
成27年3月期の純資産の部の70%未満になったことから、当該ローンのコベナント条項  
に抵触しましたが、期限の利益の喪失猶予につき、全参加行のご了解を受け、引き続き  
利用しております。

本シンジケート・ローンについては、平成28年9月に契約上の期限が到来しましたが、  
上記諸施策の効果、特に「早期退職優遇制度」の実施状況、及び下半期以降の受注状況  
等を見極めるための期間として、29億円につき、期間3ヶ月で全参加行のご了解の下、  
シンジケート・ローン契約を継続しておりました。

平成28年12月での再組成を目指しておりましたが、第3四半期連結累計期間の実績の  
進捗が計画比で遅れていること及びコスト構造改革が途上であることから、再度その見  
極めの期間として、29億円（現利用残高）につき、期間6ヶ月で全参加行のご了解の  
下、シンジケート・ローン契約を継続しております。現在、平成29年6月での再組成に向  
けて、主要取引行と交渉を行っております。

また、取引金融機関との間で長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を同時に締  
結しております。

当社グループの業績の改善は、経済環境等の影響を受け、計画通りに進捗しない可能  
性があること、また、継続的な資金支援について、主要取引行と交渉中であることから、  
現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。  
なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関す  
る重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

哈邁机械商贸（上海）有限公司

ハマイエンジニアリング株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、哈邁机械商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。  
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
3. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
- ②デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
- ③たな卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。  
評価方法 製品、仕掛品 個別法  
商品、原材料 主として先入先出法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）  
主として定率法によっております。  
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
- 1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④長期前払費用  
定額法によっております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
- ①社債発行費  
支出時に全額費用処理しております。

- ②株式交付費  
支出時に全額費用処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②製品保証引当金  
製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法  
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ②重要なヘッジ会計の方法
- 1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。  
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- 2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- |         |                    |
|---------|--------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)            |
| 金利スワップ  | 借入金の利息             |
| 為替予約    | 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 |
- 3) ヘッジ方針  
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- 4) ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。  
なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。  
また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- ③消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会 計 方 針 の 変 更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

従来、「流動資産」に表示しておりました「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料」は、より適切な表示の観点から表示科目の見直しを実施した結果、「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料」の内容の一部を組み替えて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	612,234千円
機械装置及び運搬具	3,090千円
土地	1,389,999千円
投資有価証券	237,945千円
その他	47,945千円
計	2,291,214千円

#### (2) 上記に対応する債務

短期借入金	286,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,481,963千円
長期借入金	108,318千円
計	2,876,281千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,254,263千円

3. 受取手形割引高  
受取手形割引高 161,581千円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
足利工場(栃木県足利市)	生産設備	土地	10,838千円
		建物及び構築物、その他	1,622千円
本社(東京都品川区)	本社機能、営業設備	建物及び構築物、その他	2,978千円
大阪支店(大阪府東大阪市)	営業設備	その他	272千円
福利施設(東京都品川区)	寮施設設備	建物及び構築物	103千円
事業用資産 計			15,814千円
足利工場(栃木県足利市)	生産設備	土地	221,250千円
		建物及び構築物	9,375千円
そ の 他 計			230,625千円
合 計			246,440千円

当社グループは、単一事業であることから、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社及び連結子会社の各社それぞれを1つの単位によりグルーピングを行っております。

ただし、将来の使用が見込まれていない資産や処分・廃止の意思決定をした資産については、個別にグルーピングを行っております。

事業用資産については、経営環境が著しく悪化したことにより、投資額の将来の回収が見込めなくなったため、また、一部の資産については、事業計画の変更により、将来の処分が見込まれており、投資額の将来の回収が見込めなくなったため、それぞれの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に不動産鑑定評価額を正味売却価額としております。

2. 特別退職金

早期退職者の割増退職金等であります。

3. 違約金

平成26年7月10日に海外得意先（得意先の今後の業務への影響を考慮し、公表を控えていただきます。）に販売した精密平面ポリッシュ盤1台につきまして、最終的に、受注時に契約した要求事項の一部を達成することができなかったことにより、平成28年5月26日に返品の上し出があり、返品を受け入れる結果になりました。

今回の返品に伴う費用及び違約金として40,636千円計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	34,624,000	—	—	34,624,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	194,614	3,934	—	198,548

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,934株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現状、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資及び長期運転資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部は、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程にしたがい、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定金額以上の営業債権については、信用状況を毎月把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券（株式）については、定期的に時価を把握し、当社グループの有価証券の減損処理ルールに則り判定し、減損等の兆候があった場合は、取締役会に報告しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引運用管理規程に則り取引を行い、定期的に有効性判定を行ったうえで、その取引実績等につき四半期ごとに、取締役会に報告しております。

- ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理  
 営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰  
 計画を作成し、手元流動性を十分確保するなどの方法により管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的  
 に算定された価額が含まれております。  
 当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を  
 採用することにより、当該価額が変動することもあります。  
 また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する  
 契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示す  
 ものではありません。
- (5) 信用リスクの集中  
 当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客  
 に対するものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について  
 は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	588,108	588,108	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,031,239	1,031,239	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	288,337	288,337	—
資産計	1,907,686	1,907,686	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,033,183	1,033,183	—
(2) 短期借入金	386,000	386,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	3,233,159	3,238,656	5,497
(4) 長期借入金	363,258	354,440	△8,817
負債計	5,015,600	5,012,280	△3,320
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事  
 項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳  
 簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

すべて株式であり、時価は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び (4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	588,108	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,031,239	—	—	—
合計	1,619,348	—	—	—

(注3) 短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	386,000	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	3,233,159	—	—	—	—	—
長期借入金	—	198,078	102,980	62,200	—	—
合計	3,619,159	198,078	102,980	62,200	—	—

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 16円35銭
- 1 株当たり当期純損失 21円28銭

## そ の 他 の 注 記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用に関する注記)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金2,900,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 平成28年3月期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成27年3月期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
2. 平成28年3月期の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成27年3月期の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
3. 平成28年3月期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
4. 平成28年3月期における個別の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。

なお、前連結会計年度において上記財務制限条項に抵触しましたが、期限の利益の喪失猶予につき、全参加行のご了解を受け、引き続き利用をしております。

本シンジケート・ローンについては、平成28年9月に契約上の期限が到来しましたが、業務改善の諸施策の効果、特に「早期退職優遇制度」の実施状況、及び下半期以降の受注状況等を見極めるための期間として、2,900,000千円につき、期間3ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。

平成28年12月での再組成を目指しておりましたが、第3四半期連結累計期間の実績の進捗が計画比で遅れていること及びコスト構造改革が途上であることから、再度その見極めの期間として、2,900,000千円(現利用残高)につき、期間6ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。現在、平成29年6月での再組成に向けて、主要取引行と交渉を行っております。

また、取引金融機関との間で長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を同時に締結しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,250,556</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,909,591</b>
現金及び預金	543,200	支払手形	784,463
受取手形	126,772	買掛金	244,519
売掛金	896,507	短期借入金	386,000
商品及び製品	71,075	1年内返済予定の長期借入金	3,233,159
仕掛品	1,472,665	未払金	48,282
原材料	16,200	未払費用	71,007
前払費用	7,444	未払法人税等	11,651
その他	116,689	前受金	64,348
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,006,033</b>	預り金	4,869
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,489,754</b>	製品保証引当金	55,608
建物	617,675	その他	5,680
構築物	6,491	<b>固 定 負 債</b>	<b>790,847</b>
機械及び装置	437,150	長期借入金	363,258
車両運搬具	516	繰延税金負債	57,529
工具、器具及び備品	18,738	退職給付引当金	335,517
土地	1,408,018	資産除去債	32,202
建設仮勘定	1,163	その他	2,340
<b>投資その他の資産</b>	<b>516,279</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,700,439</b>
投資有価証券	288,337	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	10,000	<b>株 主 資 本</b>	<b>418,067</b>
関係会社出資金	29,973	資本金	2,213,186
その他	202,926	資本剰余金	163,000
貸倒引当金	△14,958	資本準備金	163,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,256,590</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△1,928,580</b>
		利益準備金	61,807
		その他利益剰余金	△1,990,388
		繰越利益剰余金	△1,990,388
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△29,537</b>
		評価・換算差額等	138,083
		その他有価証券評価差額金	138,083
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>556,151</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,256,590</b>

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		3,586,974
売 上 原 価		3,234,416
売 上 総 利 益		352,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		759,656
営 業 損 失(△)		△407,098
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	5,435	
保 険 解 約 返 戻 金	15,162	
不 動 産 賃 貸 料	3,907	
物 品 売 却 益	871	
そ の 他	4,691	30,069
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47,876	
支 払 手 数 料	10,650	
そ の 他	7,679	66,207
経 常 損 失(△)		△443,235
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30,484	
受 取 保 険 金	947	31,431
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	246,440	
特 別 退 職 金	26,739	
違 約 金	40,636	313,816
税 引 前 当 期 純 損 失(△)		△725,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,094	
法 人 税 等 調 整 額	29	6,124
当 期 純 損 失(△)		△731,745

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	千円 2,213,186	千円 163,000	千円 163,000	千円 61,807	千円 △1,258,643	千円 △1,196,835	
当 期 変 動 額							
当期純損失(△)	—	—	—	—	△731,745	△731,745	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△731,745	△731,745	
当 期 末 残 高	2,213,186	163,000	163,000	61,807	△1,990,388	△1,928,580	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等	
当 期 首 残 高	千円 △29,224	千円 1,150,125	千円 88,109	千円 914	千円 89,024	千円 1,239,150
当 期 変 動 額						
当期純損失(△)	—	△731,745	—	—	—	△731,745
自己株式の取得	△312	△312	—	—	—	△312
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	49,973	△914	49,059	49,059
当期変動額合計	△312	△732,058	49,973	△914	49,059	△682,998
当 期 末 残 高	△29,537	418,067	138,083	—	138,083	556,151

## 個 別 注 記 表

### 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において413,477千円の営業損失を計上いたしました。が、当事業年度においても、売上高の減少から、407,098千円の営業損失を計上することになりました。

当社の主力製品のラップ盤は、その販売対象業種がIT・電子電機関連業種であり、需要の波が大きく、また、受注生産であることから、販売時期の繁閑の波も大きく、期間損益に大きな影響を与えております。

したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

この現状を踏まえ、早期の黒字回復を達成するために、主要取引行の指導の下、当事業年度より、新たな行動計画を策定の上、継続・実施中であります。加えて、安定した利益が出せる生産体制への変更をはかってまいります。これらに則った以下の対応策をさらに加速して実施してまいります。

1. 営業力強化に伴う採算の改善及び新規顧客の獲得強化による売上の増加
  - (1) 個々の製品ごとの売価見直しによる適正価格の確保  
全受注製品について、個々の案件ごとに売価の見直しを実施し、適正価格の確保に努めてまいります。
  - (2) 新規の顧客獲得の強化と既存顧客の掘り起しの徹底、アフターフォローの強化  
従来の東京、東日本、大阪、海外の4営業部門を横断する機種別拡販チームを組成し、顧客ニーズにきめ細かく対応する体制を敷き、新規顧客の獲得、新しいマーケットの開拓を推進し、特に、海外の新規受注の獲得に注力してまいります。  
また、既存顧客の掘り起し、アフターフォローの強化により、部品販売等の拡大につなげてまいります。
2. 生産部門の原価低減諸施策の徹底とコスト削減による生産効率のアップ
  - (1) 外注加工費・部材購入価格の見直しによる原価低減  
外注加工先と協同して、原価低減に取り組み、個々の機種ごとに採算性の改善に努めてまいります。  
購入部品につきましても、購入先の拡大及び既存取引先との価格交渉等により、部材の購入価格の見直しを常時行っております。
  - (2) 設計の見直しによる原価低減  
機種別に、設計の見直しによる原価低減目標を掲げ、製造部品点数の削減等により、原価低減をはかってまいります。
  - (3) 二次原価の削減  
既納機械に対する製品保証期間に係るメンテナンス費用等の二次原価を削減するため、出荷前の製品検査を従来以上に強化する取り組みを実施中であります。
  - (4) 適正在庫水準までの在庫の削減による在庫の早期資金化  
引き続き適正在庫水準までの削減をはかり、在庫負担を減らすと同時に資金化によるキャッシュ・フローを充実させるよう努めてまいります。
3. 総経費の削減  
これまで、当事業年度に「早期退職優遇制度」や契約社員の契約見直しを実施してまいりましたが、今後も適正人員へのスリム化による生産体制の見直しをはかってまいります。  
併せて若手の登用や多能化を通じての組織の活性化、人材への投資強化、若手育成の強化による生産体制の質的水準維持に取り組んでまいります。



また、従来から実施中の営業経費である各種展示会出展費用につきましても、「費用対効果」を検証し、出展の絞り込みを行い、また、工場の製造経費のうちの電力料等の削減につきましても継続実施中であります。

以上のようなコスト構造改革に加え、固定資産の売却による有利子負債の圧縮等も引き続き検討してまいります。

#### 4. モニタリング体制の励行

毎月、工場において実施しているPDC A会議により、各部門の上記諸施策の実施状況、改善点等をチェックし、行動計画に還元し、PDC Aサイクルを回しております。

以上のような業績の改善についての対応策を推進してまいる所存であります。

資金面につきましては、平成27年9月に期間1年、総額30億円のシンジケート・ローンを取引金融機関と締結済みで、前事業年度に経常損益が赤字となったこと及び平成27年3月期の純資産の部の70%未満になったことから、当該ローンのコベナント条項に抵触しましたが、期限の利益の喪失猶予につき、全参加行のご了解を受け、引き続き利用しております。

本シンジケート・ローンについては、平成28年9月に契約上の期限が到来しましたが、上記諸施策の効果、特に「早期退職優遇制度」の実施状況、及び下半期以降の受注状況等を見極めるための期間として、29億円につき、期間3ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しておりました。

平成28年12月での再組成を目指しておりましたが、第3四半期累計期間の実績の進捗が計画比で遅れていること及びコスト構造改革が途上であることから、再度その見極めの期間として、29億円（現利用残高）につき、期間6ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。現在、平成29年6月での再組成に向けて、主要取引行と交渉を行っております。

また、取引金融機関との間で長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を同時に締結しております。

当社の業績の改善は、経済環境等の影響を受け、計画通りに進捗しない可能性があること、また、継続的な資金支援について、主要取引行と交渉中であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①子会社株式

移動平均法による原価法

###### ②その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
  - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。  
評価方法 製品、仕掛品 個別法  
商品、原材料 先入先出法
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。  
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - (4) 長期前払費用  
定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 製品保証引当金  
製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 繰延資産の処理方法
    - ①社債発行費  
支出時に全額費用処理しております。

- ②株式交付費  
支出時に全額費用処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によるものです。  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。  
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- |         |                    |
|---------|--------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)            |
| 金利スワップ  | 借入金の利息             |
| 為替予約    | 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 |
- ③ヘッジ方針  
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。  
なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。  
また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会 計 方 針 の 変 更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

従来、「流動資産」に表示しておりました「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料」は、より適切な表示の観点から表示科目の見直しを実施した結果、「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料」の内容の一部を組み替えて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	612,234千円
機械及び装置	3,090千円
土地	1,389,999千円
投資有価証券	237,945千円
その他	47,945千円
計	2,291,214千円

#### (2) 上記に対応する債務

短期借入金	286,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,481,963千円
長期借入金	108,318千円
計	2,876,281千円

- |                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                     | 3,251,504千円        |
| 3. 受取手形割引高<br>受取手形割引高                 | 161,581千円          |
| 4. 関係会社に対する金銭債権債務<br>短期金銭債権<br>短期金銭債務 | 6,748千円<br>8,882千円 |

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

売上高	22,288千円
仕入高	64,070千円

### 2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
足利工場(栃木県足利市)	生産設備	土地	10,838千円
		建物、その他	1,622千円
本社(東京都品川区)	本社機能、営業設備	建物、工具、器具及び備品、その他	2,978千円
大阪支店(大阪府東大阪市)	営業設備	工具、器具及び備品	272千円
福利施設(東京都品川区)	寮施設設備	建物	103千円
事業用資産 計			15,814千円
足利工場(栃木県足利市)	生産設備	土地	221,250千円
		建物	9,375千円
そ の 他 計			230,625千円
合 計			246,440千円

当社は、単一事業であることから、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として1つの単位によりグルーピングを行っております。

ただし、将来の使用が見込まれていない資産や処分・廃止の意思決定をした資産については、個別にグルーピングを行っております。

事業用資産については、経営環境が著しく悪化したことにより、投資額の将来の回収が見込めなくなったため、また、一部の資産については、事業計画の変更により、将来の処分が見込まれており、投資額の将来の回収が見込めなくなったため、それぞれの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に不動産鑑定評価額を正味売却価額としております。

### 3. 特別退職金

早期退職者の割増退職金等であります。

### 4. 違約金

平成26年7月10日に海外得意先（得意先の今後の業務への影響を考慮し、公表を控えさせていただきます。）に販売した精密平面ポリッシュ盤1台につきまして、最終的に、受注時に契約した要求事項の一部を達成することができなかったことにより、平成28年5月26日に返品の申し出があり、返品を受け入れる結果になりました。今回の返品に伴う費用及び違約金として40,636千円計上しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	194,614	3,934	—	198,548

### （変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,934株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### （繰延税金資産）

たな卸評価損	180,835千円
未払賞与	6,810千円
製品保証引当金	16,932千円
退職給付引当金	102,164千円
減損損失	276,405千円
繰越欠損金	527,977千円
その他	37,317千円
繰延税金資産計	1,148,445千円
評価性引当額	<u>△1,148,445千円</u>
繰延税金資産合計	—千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△1,849千円
その他有価証券評価差額金	△55,680千円
繰延税金負債合計	△57,529千円
繰延税金負債の純額	△57,529千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

当事業年度において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引は発生しておりません。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,412千円
1年超	235千円
合計	1,647千円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	武藤 公明	—	—	当社取締役社長 哈邁機械商貿 (上海)有限公 司董事長 ㈱KMエンタプ ライズ取締役	(被所有) 直接2.7 間接0.2	当社銀 行借入 に対する 債務 被保証	当社銀 行借入 に対する 債務 被保証	55,596	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して当社取締役社長武藤公明より債務保証を受けておりません。

なお、保証料の支払は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	16円16銭
1株当たり当期純損失	21円25銭

## そ の 他 の 注 記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用に関する注記)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金2,900,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 平成28年3月期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成27年3月期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
2. 平成28年3月期の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成27年3月期の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
3. 平成28年3月期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
4. 平成28年3月期における個別の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。

なお、前事業年度において上記財務制限条項に抵触しましたが、期限の利益の喪失猶予につき、全参加行のご了解を受け、引き続き利用をしております。

本シンジケート・ローンについては、平成28年9月に契約上の期限が到来しましたが、業務改善の諸施策の効果、特に「早期退職優遇制度」の実施状況、及び下半期以降の受注状況等を見極めるための期間として、2,900,000千円につき、期間3ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。

平成28年12月での再組成を目指しておりましたが、第3四半期累計期間の実績の進捗が計画比で遅れていること及びコスト構造改革が途上であることから、再度その見極めの期間として、2,900,000千円(現利用残高)につき、期間6ヶ月で全参加行のご了解の下、シンジケート・ローン契約を継続しております。現在、平成29年6月での再組成に向けて、主要取引行と交渉を行っております。

また、取引金融機関との間で長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を同時に締結しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 信 行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原 徳 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても、410,865千円の営業損失となった。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 信 行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原 徳 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き、当事業年度においても、407,098千円の営業損失となった。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関し定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

#### 浜井産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	森田 淳一郎	◎
監査等委員	政木 道夫	◎
監査等委員	湯澤 一郎	◎
監査等委員	清川 敬久	◎

(注) 監査等委員森田淳一郎、政木道夫及び湯澤一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	むとうこうめい 武藤公明 (昭和45年7月29日生)	平成16年2月 株式会社U F J銀行（現株式会社三菱東京U F J銀行）入行 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J銀行 国際業務部調査役 平成18年4月 同行退社 平成18年5月 当社入社内部監査室部長 平成18年6月 当社取締役社長付部長 平成21年6月 当社常務取締役営業・企画担当 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 哈邁機械商貿（上海）有限公司 董事長	938,750株
2	やまはたきよし 山畑喜義 (昭和30年11月16日生)	昭和53年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年7月 株式会社みずほ銀行 審査第二部 審査役 平成17年5月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役経理部長 平成18年5月 当社常務取締役経理部長 平成19年3月 株式会社みずほ銀行退社 平成24年4月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 平成25年6月 当社取締役管理担当兼経理部長 平成27年6月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 現在に至る	9,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	とく なが まさ と 徳 永 正 登 (昭和24年1月19日生)	昭和42年3月 当社入社 平成18年4月 当社足利工場長 平成18年6月 当社取締役足利工場長 平成23年6月 当社常務取締役足利工場長 平成25年6月 当社取締役足利工場長 平成27年6月 当社常務取締役足利工場長 現在に至る	4,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、八重洲監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が八重洲監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、監査等委員会が規定する「会計監査人の選任等の決定の方針」に照らし合わせ、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	八重洲監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町3番12号
沿革	昭和44年12月 監査法人八重洲事務所設立 平成9年11月 名称を八重洲監査法人とする。 平成24年6月 Kreston Internationalに加盟
概要	構成人員 公認会計士 44名(うち代表社員6名・社員7名) その他 2名 合計 46名 クライアント数 監査証明業務 78社

(注) 八重洲監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初平成20年1月28日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成26年6月27日開催の当社第88回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成29年5月15日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プランとして継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお諮りするものであります。

本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

## I. 承認の対象となる本プランの内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする、またはそのような目的であると合理的に疑われる当社株券等（注3）の買付行為、もしくは、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び企業価値・株主共同の利益の確保の観点から実質的に同項の共同保有者と同視し得ると合理的に判断できる当社の株券等の保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、  
(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び企業価値・株主共同の利益の確保の観点から実質的に同項の特別関係者と同視し得ると合理的に判断できる者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、  
(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準じる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

#### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付

行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールにしたがう旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

①大規模買付者の名称、住所

②設立準拠法

③代表者の氏名

④国内連絡先

⑤提案する大規模買付行為の概要

⑥本プランに定められた大規模買付ルールにしたがう旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1)、①～⑥までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下、「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下、「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主のみなさまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③大規模買付行為の当社株式に係る買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）



- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用をはかる観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたくうえで、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報のすべてが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報がすべて揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主のみなさまのご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金

(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主のみなさまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果とし

て当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的の二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主のみなさまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適当であるため、当社または当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたす

おそれがあると判断される場合

⑧大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

### (3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主のみなさまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議にしたがうものとします。したがって、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

#### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記Ⅰ. 4. (1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主のみならずの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

## 6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年6月30日までに開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主のみならずみなさまに不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

## II. 補足説明

本プランの内容は、上記I.に記載のとおりですが、1. 本プランによる株主のみならずみなさまに与える影響等、ならびに2. 本プランの合理性、はそれぞれ以下のとおりです。

### 1. 本プランによる株主のみならずみなさまに与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主のみならずみなさまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主のみならずみなさまが大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみならずみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主のみならずみなさまは、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主のみならずみなさまが適切な判断を行ううえでの前

提となるものであり、株主のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記 I. 5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主のみなさまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主のみなさま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等にしがって適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主のみなさまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また、当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主のみなさまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後

(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 2. 本プランの合理性について (本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記I. 1.「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

### (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主のみなさまの意思を問う予定であり、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。



ります。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ．5．「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅰ．6．「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年と定めており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

## 独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しており  
ます。

大 水 孝 幸 (おおみず たかゆき)  
略 歴 昭和24年4月生まれ  
昭和43年4月 札幌国税局採用  
昭和44年5月 鶴見税務署所得税課  
昭和56年7月 東京国税局査察部  
平成20年7月 板橋税務署特別国税調査官  
平成21年7月 板橋税務署退職  
平成21年8月 大水孝幸税理士事務所長 (現職)

寒 竹 昇 (かんたけ のぼる)  
略 歴 昭和13年6月生まれ  
平成5年7月 センチュリー監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入社  
平成7年10月 同法人代表社員  
平成14年6月 新日本監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 退社  
平成14年7月 寒竹税務会計事務所長 (現職)  
平成19年6月 当社 社外監査役就任  
平成27年6月 当社 社外監査役退任 補欠監査役就任  
平成28年6月 当社補欠監査役退任

森 田 淳一郎 (もりた じゅんいちろう)  
略 歴 昭和30年6月生まれ  
昭和54年4月 安田生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社  
平成22年4月 明治安田損害保険株式会社 アンダーライティング部長  
平成26年4月 同社 取締役アンダーライティング部長  
平成28年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。  
なお、社外取締役森田 淳一郎氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、  
独立役員として届け出ております。

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

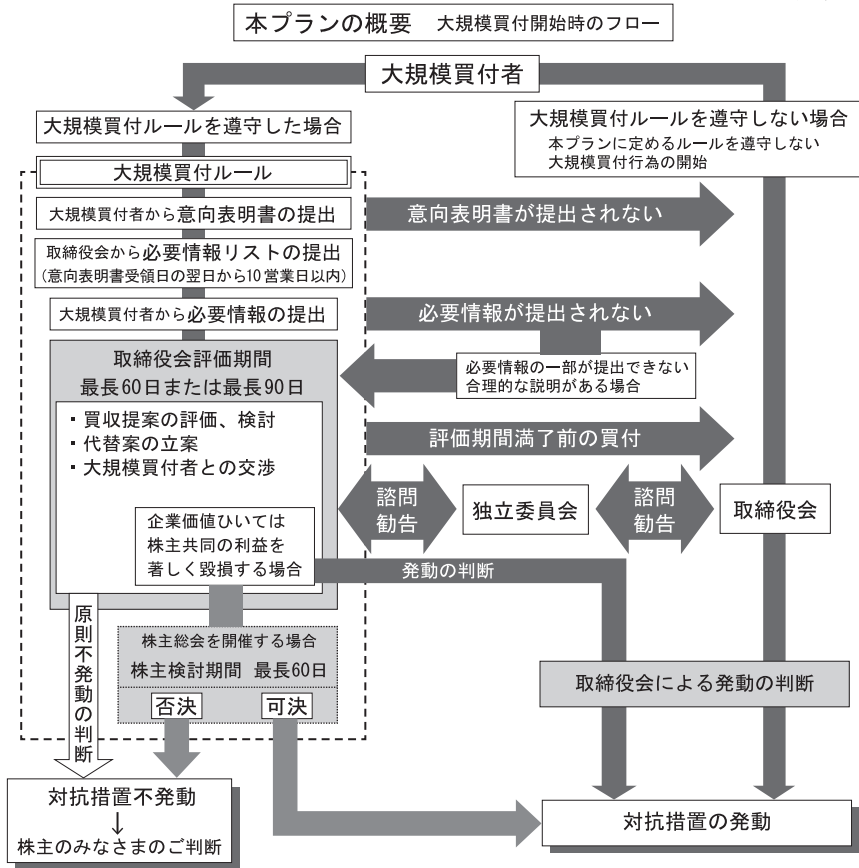
6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。なお、詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

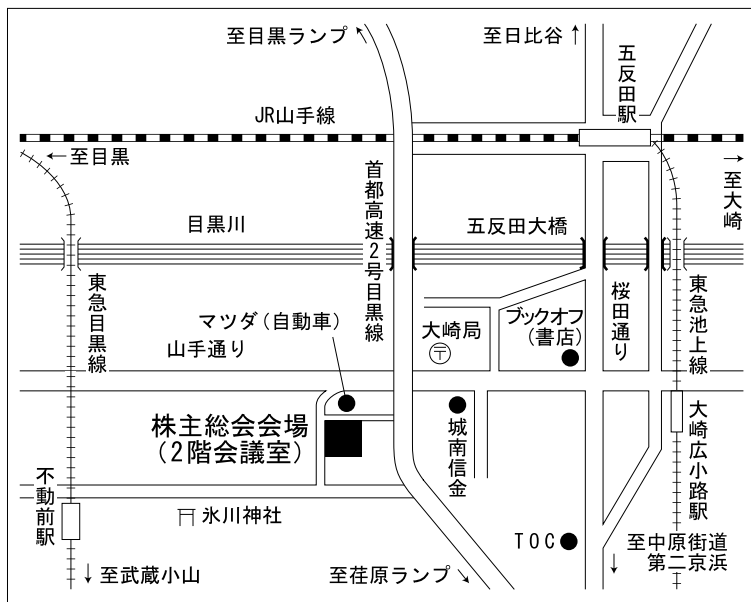
以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区西五反田五丁目5番15号

当社本店2階会議室

電話 (03)3491-0131 (代表)



- 五反田駅<JR山手線・都営浅草線>より徒歩にて約10分です。
- 大崎広小路駅<東急池上線>より徒歩にて約7分です。
- 不動前駅<東急目黒線>より徒歩にて約5分です。